

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者のみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

新型コロナウイルス感染症特別貸付 概要

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）または（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 （１）最近１ヵ月間等の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している方 （２）業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合等は、最近１ヵ月間等の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近１ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して５％以上減少している方 ① 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高 ② 令和元年１２月の売上高 ③ 令和元年１０月から１２月までの平均売上高	
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	別枠 8,000 万円	
ご返済期間	設備資金： 20 年以内[うち据置期間 5 年以内] 運転資金： 15 年以内[うち据置期間 5 年以内]	
利率（年） （注 1）	6,000 万円以内の部分（注 2）	当初 3 年間：基準利率（災害） -0.9% 3 年経過後：基準利率（災害）
	6,000 万円を超える部分	基準利率（災害）
担保	無担保	

（注 1）基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。

（注 2）一部の対象者については、基準利率 -0.9% の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初 3 年間で実質無利子となります。

※ ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。